

令和4年度 介護保険料

表 第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

保険料段階		令和4年度	
		月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の人	2,749円 (1,650円)	32,990円 (19,794円)
	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	3,684円 (2,309円)	44,206円 (27,711円)
第2段階	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	4,124円 (3,849円)	49,485円 (46,186円)
第3段階	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人	4,949円	59,382円
第4段階	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人	5,498円	65,980円
第5段階 基準額	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人	6,598円	79,176円
第6段階	本人の前年の合計所得金額が125万円未満の人	7,148円	85,774円
第7段階	本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	8,248円	98,970円
第8段階	本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	9,072円	108,867円
第9段階	本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	9,622円	115,465円
第10段階	本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	10,172円	122,063円
第11段階	本人の前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	10,997円	131,960円
第12段階	本人の前年の合計所得金額が800万円以上の人		

※合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額から土地などの譲渡所得による特別控除と給与所得または公的年金等の雑所得がある場合の10万円控除をした後の金額です

※（ ）内は公費を投じて行う保険料軽減措置後

問い合わせ

介護保険制度 高齡介護課 ☎9155
介護保険料 課税課保険係 ☎9114

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護サービスに必要な費用などから算出された基準額を基に、3年ごとの事業計画で決定しています。介護保険料の額は、一人一人の収入を考慮して所得段階により異なります（表のとおり）。

※消費税率の引き上げを受け、低所得者の保険料の負担を軽減するため、保険料負担を軽減する「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」

■介護保険料の納付方法
年金から差し引かれる「特別徴収」と、口座振替または納付書で納める「普通徴収」

介護サービスを利用する人へ

問い合わせ 高齡介護課 ☎9157

■介護保険負担割合証の発行
事業対象者または要支援、要介護の認定を受けている人全員に、8月からの利用者負担の割合（1～3割）が記載された「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付します。

■食費などの負担軽減
介護保険施設に入所した場合（ショートステイを含む）、介護サービス費とは別に居住費・食費が必要で、一定の条件を満たす人には、この居住費・食費が軽減される制度があります。

※負担軽減の割合は所得に応じて異なります

対象 市民税非課税世帯の人で、預貯金などが単身または夫婦で一定の金額以下の人

※市への申請手続きが必要で、現在、負担の軽減を受けている人の有効期間は7月末までのため、毎年更新の手続きが必要です。通知を送付しているため、早めに手続きをしてください

※預貯金などの資産要件は、所得に応じて異なります

後期高齢者医療保険料の保険料率が変わりました

年間保険料（限度額66万円）（★）

均等割額 + 所得割額（※）
45,840円 + 8.67%

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 8.67%

※基礎控除は、前年の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超の場合は0円（適用なし）です

表 保険料の軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の前年中所得の合計額	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下	7割軽減 1万3,752円
43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下	5割軽減 2万2,920円
43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下	2割軽減 3万6,672円

※「給与所得者等」とは、給与所得または公的年金等による雑所得を有する人です

※65歳以上の公的年金等控除の適用がある人は、公的年金等の所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定（65歳）の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は、含まれません

※「専従者控除」、「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用は、ありません

※所得などの申告がない場合、軽減されないことがあります

※軽減判定は、賦課期日（毎年4月1日または資格取得日）時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行われません

問い合わせ

課税課保険係 ☎9114
保険課医療年金グループ ☎9160

令和4年度の後期高齢者医療制度の保険料を、図（★）のとおり計算し、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

●所得の低い世帯の被保険者などに対する軽減
世帯内の被保険者と世帯主

令和3年度の所得の合計額に比べて、均等割額が軽減されます（左表参照）。

●健保組合などの被扶養者であった人に対する軽減
後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合など（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者は、特例措置として所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、年間保険料額は

2万2,920円となります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する人は、年間保険料額が1万3,752円となります。



7月1日 金から 禁煙外来治療費助成が始まります

問い合わせ 健康福祉総務課 ☎1610

受動喫煙を防止し、禁煙に向けた取り組みを支援するため禁煙外来治療費の一部を助成します。

対象

- 次の要件を全て満たしている人
- 治療開始前に健康福祉総務課に登録申請を行い、確認事項に同意した人
- 登録申請した日から治療が完了した日まで、継続して市に住所を有する満20歳以上の人
- 登録決定通知日から6カ月以内に公的医療保険が適用される治療過程を完了した人

助成金額

禁煙外来治療に要した費用（初診料、再診料、指導料、薬剤料など）の自己負担額の2分の1

※上限1万円、100円未満は切り捨て

申請方法

申請書を持参または郵送（消印有効）で次へ。
〒738-8512 新宮1の13の1 山崎本社 みんなのあいプラザ 健康福祉総務課
※郵送の場合は事前に電話連絡してください

申請期限

7月1日（金）～12月28日（水）
詳しくは、市ホームページを確認してください。